

望まれるプラスチック資源循環戦略について ～山形県における取り組みからみた課題～



山形県遊佐町



山形県鶴岡市



最上川中流



非営利活動法人パートナーシップオフィス 理事
金子 博

海岸漂着物処理推進法の制定

○1990年代、増大する海岸漂着物、被害が広がる離島地域(飛島ほか)

○当時、海岸漂着物を回収し処理する役割が不明瞭

⇒ 対応する法制度が無い、問題の実状に対応できていない

＜海岸法＞ **「清潔保持の義務は海岸管理者にある」規定のみ**

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)＞

環境中(街なか、水辺)に拡散したごみを想定していない



酒田市飛島西海岸



酒田市赤川河口右岸

- 関係者が認識や情報を共有する「場」(国及び地域)が必要
2003年山形県・飛島において、NPO法人パートナーシップオフィスとJEAN
による離島ゴミサミット・とびしま会議を開催
(以降、JEANは「海ごみサミット」を年1回、国内各地で開催)
- 2006年初め、パートナーシップオフィス、JEANが公益財団法人日本離
島センター/全国離島振興協議会と共に国会議員へのロビー活動を開始
地方議員によるアプローチ、被害甚大な海岸を有する自治体も政府に対
策を要望
 - ⇒自民党(故加藤紘一衆議院議員)が特別委員会「漂流・漂着物対策特
別委員会」を政務調査会内に設置し、議論を開始
(2008年までの3年間、年に3回程度開催)
- 2009年7月、超党派による議員立法として、衆参全会一致により「海岸
漂着物処理推進法」が制定され、対策予算を確保
被害甚大な海岸地域を抱える都道府県への重点的配分
(主に回収処理に充てられ、発生抑制対策はごく一部に)

山形県酒田市・飛島 2001年からの取組み



海岸漂着物処理推進法の改正(2018年6月)

○プラスチックごみの海洋への流出量推計値の公表

- ・世界全体で1年間に480万トンから1,270万トン
- ・2025年には海への流出量が 2010年の10倍以上に増える おそれ

○日本近海に浮遊するマイクロプラスチック量は、世界平均の約27倍

⇒改正海岸漂着物処理推進法第5条

海岸漂着物対策は、**循環型社会形成推進基本法等**による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならぬ旨を追加

使い捨てプラスチックの大幅な削減 → **生産を抑制する社会へ**